

大樹町中小企業勤労者福利厚生共済加入奨励補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大樹町内の中小企業の事業所が、就業する従業員の福利厚生の上昇を図るため、一般財団法人とかち勤労者共済センター（以下「あおぞら共済」という。）への加入を奨励し、その加入に係る経費を補助することにより、労働力の確保と定着及び勤労意欲の上昇を図ることを目的とする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、町内の事業所に就業する従業員のあおぞら共済加入に係る会費（令和6年4月から令和8年3月までの間に新たに加入した会員分に限る。）を納付した事業所とする。

(補助金の交付期間)

第3条 補助金の交付期間は、新たに加入した会員につき、加入した月から24月以内とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、毎年度予算の範囲内において、事業所が支払ったあおぞら共済会費（令和6年4月から令和8年3月までの間に新たに加入した会員分で、かつ、新たに加入した会員につき、加入した月から24月以内の分に限る。）の2分の1以内の額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、大樹町商工会を經由し、毎年3月20日までに補助金交付申請書に次の書類を添えて、町長に対し提出しなければならない。

- (1) 中小企業勤労者福利厚生共済会費等納入状況報告書
- (2) 補助金の交付対象となる会員ごとの納入状況及び加入年月が確認できる書類の写し
- (3) その他、町長が必要と認めた書類

(補助金の交付決定等)

第6条 町長は、前条に規定する申請を受理したときは、当該申請に係る書類等の内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付決定及び補助金の額の確定をするものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定及び補助金の額の確定をしたときは、その決定内容及び補助金の額を補助金交付決定書により、条件を付して補助金交付申請者に通知しなければならない。

(補助金の取消し及び返還)

第7条 町長は、補助金の交付決定又は交付を受けた事業所が、次の各号の一に該当したときは、補助金の交付決定の取消し、又は交付した補助金の全額若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請、その他不正な行為があったとき。
 - (2) その他、補助金の交付に適当でない行為があったとき。
- 2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(違約加算金及び違約延滞金)

第8条 補助事業者が、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を納付しなければならない。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。